

一般財団法人北海道建築指導センター 建築確認検査業務の範囲拡大のご案内

当センターでは、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）の施行により、建築基準法第 6 条第 1 項一号の面積要件が「100 m²を超えるもの」から「200 m²を超えるもの」に改正されたことに伴い、業務の範囲を拡大します。

令和元年 10 月より、住宅以外の建築基準法第 6 条第 1 項四号に掲げる建築物についても確認検査業務の対象と致しますので、これを機会にぜひ当センターをご利用くださいますよう、ご案内申し上げます。

1. 業務の範囲

次に掲げる建築物（当該建築物の計画に含まれる建築基準法施行令第 146 号第 1 項各号に掲げる建築設備を含む。）

- 1 建築基準法第 6 条第 1 項第一号から第三号までに掲げる建築物で、その全部又は一部を住宅（長屋及び共同住宅を含む。）の用途に供し、かつ、床面積の合計が 500 m²以内の建築物
- 2 建築基準法第 6 条第 1 項第四号に掲げる建築物

2. 業務区域

札幌市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、岩見沢市、苫小牧市、江別市、千歳市、深川市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、南幌町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、東川町、音更町、芽室町、幕別町、釧路町、厚岸町及び白糠町の全域

3. センター提供サービス

（1）居ながら申請

確認申請手続が、郵送申請のほか、メール申請で行うことが可能です。

（2）併願申請によるメリット

建築確認申請とフラット 3 5 及び「まもりすまい保険」を併願申請する場合、フラット 3 5 中間現場検査が省略となり、中間検査手数料が掛かりません。（フラット 3 5 及び「まもりすまい保険」の検査を同一機関で実施する場合）

（3）QUOカードプレゼント

当センターでは、御利用いただいている事業者の皆様に「QUOカードプレゼント」を実施しています。建築確認・中間検査・完了検査、フラット 3 5 設計検査・現場検査、長期優良住宅技術的審査、低炭素建築物技術的審査、BELS 評価、きた住まいる履歴保管などの申請に対し、戸建て住宅の場合、1 申請に応募シール 1 枚を差し上げます。応募シール 10 枚を 1 口としてご応募ください。1 口につき「QUOカード 1,000 円分」をプレゼントします。

お問合せ・申請先

審査部審査課 TEL.011-241-1897 FAX.011-232-2870